

第 8 章

苦 情

その他の調査

1. 苦 情

平成 29 年度は、市民からの通報が 74 件寄せられ、適宜対処した。
苦情内容及び件数は表－1 のとおりであった。

表－1 苦情内容及び件数

内 容	件 数
ます等の詰まり	16
陥 没 沈 下	6
破 損 ガ タ ツ キ	16
悪 臭	6
不 法 投 棄	0
私 設 排 水 設 備	4
管 轄 外 私 設 関 係	18
そ の 他	8
計	74

2. 流域下水道施設に係る水質調査

馬淵川流域下水道（馬淵川浄化センター）は、平成 3 年 4 月 1 日に処理を開始し、それに
伴い、青森県流域下水道接続等取扱要綱に基づき水質調査を実施している。（表－2 参照）

表－２ 流域幹線水質の地点別調査結果の推移

地点	分析項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		4月26日	10月3日	4月23日	10月16日	4月23日	10月28日	4月27日	10月27日	4月20日	10月13日
六戸・八戸幹線 (R3市川町 下揚)	pH	7.5	7.4	7.5	7.6	7.5	7.4	7.3	7.6	7.5	7.4
	BOD (mg/L)	230	240	210	200	150	290	280	200	180	160
	SS (mg/L)	190	170	160	140	100	300	190	94	100	100
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	21	8.2	26	38	18	20	10	1	14	12
	沃素消費量 (mg/L)	6	23	12	16	16	17	22	15	12	<5
八戸幹線 (馬淵川浄化 センター)	pH	7.8	7.0	7.5	7.6	7.7	7.9	7.7	7.9	8	7.4
	BOD (mg/L)	160	210	170	120	160	170	180	180	240	150
	SS (mg/L)	66	83	60	36	83	59	36	30	130	42
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	22	7.8	29	15	30	16	11	10	15	13
	沃素消費量 (mg/L)	<5	37	22	17	20	28	25	19	17	14
五戸・八戸幹線 (G2市川町字 上大谷地)	pH	7.7	7.6	7.6	8.2	7.3	7.5	7.6	7.8	7.2	7.8
	BOD (mg/L)	310	170	160	150	230	240	230	160	240	250
	SS (mg/L)	360	130	120	130	160	120	84	66	110	120
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	40	11	22	20	23	22	13	5	30	14
	沃素消費量 (mg/L)	18	24	14	16	13	20	21	15	9	19
八戸幹線 (H10長苗代 一丁目)	pH	7.5	7.3	7.3	7.4	7.1	7.2	7.2	7.1	7.3	7.3
	BOD (mg/L)	200	120	180	170	210	210	200	150	220	200
	SS (mg/L)	180	140	140	170	240	160	120	78	90	100
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	19	11	40	16	16	16	11	5	10	7
	沃素消費量 (mg/L)	<5	28	28	26	23	30	19	25	22	19

3. 第一種指定化学物質（P R T R法）に係る排出量調査

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)では、人の健康を損なうおそれがある等の有害性があり、且つ相当広範な地域の環境で継続して存在することを要件に、462 物質を第一種指定化学物質として選定し、排出量の把握と届出を義務づけている。

下水道事業については、その中の水質汚濁防止法で規制されている 30 物質が対象化学物質となっており、平成 29 年度の排出状況は表－3 のとおりである。

表－3 第一種指定化学物質の年間排出量 (平成 29 年度)

項目	東部終末処理場		是川住宅団地污水处理場	
	濃度 (mg/L)	年間排出量 (kg/年)	濃度 (mg/L)	年間排出量 (kg/年)
亜鉛含有量	0.020	280	0.050	13
溶解性マンガ ン含有量	0.065	920	-	-
ほう素及び その化合物	0.100	1400	0.080	20
放流量 (m ³ /年)	14,163,460		255,273	

有効数字 2 桁 (3 桁目四捨五入)

- * 1 亜鉛、マンガ、ほう素以外の 27 物質については、分析結果が検出下限未満で濃度が「0」の取扱となるため排出量も「0」となる。
- * 2 東部終末処理場の年間放流量は、雨の影響を除外するため、晴天時の平均的な日放流量に 365 を乗じたものである。

表-4 下水道事業に係る第一種指定化学物質 (30種)

項	目	排水基準 (mg/L)	検出下限 (mg/L)	定量下限 (mg/L)
生活環境項目	銅含有量	3	0.004	0.04
	亜鉛含有量	2	0.002	0.01
	溶解性マンガン含有量	10	0.004	0.02
	クロム含有量	2	0.004	0.04
有害物質項目	カドミウム及びその化合物	0.03	0.002	0.01
	シアン化合物	1	0.02	0.05
	有機燐化合物	1	0.02	0.1
	鉛及びその化合物	0.1	0.002	0.01
	六価クロム化合物	0.5	0.004	0.04
	砒素及びその化合物	0.1	0.002	0.01
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.0001	0.0005
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0005	0.001
	トリクロロエチレン	0.1	0.002	0.03
	テトラクロロエチレン	0.1	0.0005	0.01
	ジクロロメタン	0.2	0.002	0.02
	四塩化炭素	0.02	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	1	0.002	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	3	0.0005	0.3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.0006	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.0002	0.002
	チウラム	0.06	0.0006	0.006
	シマジン	0.03	0.0003	0.003
	チオベンカルブ	0.2	0.002	0.02
	ベンゼン	0.1	0.001	0.01
	セレン及びその化合物	0.1	0.002	0.01
	ほう素及びその化合物	10 (海域:230)	0.0006	0.002
	ふっ素及びその化合物	8 (海域:15)	0.04	0.2
	1,4-ジオキサン	0.5	0.002	0.005